

北海道総合保健医療協議会 地域保健専門委員会
難病対策小委員会（北海道難病対策協議会）設置要項

1 目的

北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会運営要領第6の規程に基づき、難病患者及び慢性疾病児童等を支援するため、難病対策小委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は次の事項について協議する。

- (1) 難病患者及び慢性疾病児童等に係る地域での課題に関すること。
- (2) 難病患者及び慢性疾病児童等に係る地域支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 難病患者及び慢性疾病児童等に係る災害対策に関すること。
- (4) 難病患者及び慢性疾病児童等に係る教育・雇用に関すること。
- (5) その他、委員会の目的達成のため必要と認められる事項。

3 組織

- (1) 委員会の委員は、総数15名以内とする。
- (2) 委員は、北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会委員長が指名するものとし、必要があるときは特別委員を加えることができる。
- (3) 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- (5) 委員の任期は2年とし、就任した年度の次の年度末までとする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。
- (4) 委員会の庶務は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課において処理する。
- (5) この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要項は、平成28年5月20日から施行する。